

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年1月8日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	大分県	
3. 市区町村名	宇佐市	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	57-1	
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭の親及び児童または父母のない児童	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和6年12月24日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	20	
10. 保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.cityv.usa.oita.jp/sougo/soshiki/10/sogoseisaku/2_1/3364.html	
12. 委任関係		▼

執行機関名 宇佐市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成24年宇佐市条例第24号)に基づく事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	56	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	81	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宇佐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第2の項 宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成24年宇佐市条例第24号)に基づく事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成24年条例第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童)が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の(福祉の増進)を図ることを目的とする。	この条例は、(ひとり親家庭等)に対して医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もってひとり親家庭等の(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成24年条例第24号) 宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(平成24年規則第36号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等		
事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 1 号	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第5条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する受給資格についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 1 号 へ	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 1 号 ト	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 2 号	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第11条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する受給資格の登録内容の変更についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 2 号 へ	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則 第10条1項第2、4、5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務3	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 3 号	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第11条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の二第一項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する受給資格の登録内容の変更についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 3 号	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則 第10条1項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 6 号	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する受給資格の更新についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 6 号 へ	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則 第2条2項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 6 号 ト	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則 第2条2項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第5条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する受給資格についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 イ1	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項第1号

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｲ2	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｲ3	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｲ4	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｲ5	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第11条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する受給資格の登録内容の変更についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 ｲ1	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第10条第1項第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 12	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第10条第1項第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 13	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第10条第1項第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 14	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第10条第1項第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 15	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第10条第1項第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務7	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する受給資格の更新についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 11	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 12	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 13	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 14	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 15	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)		
備考		